

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成19年5月31日(2007.5.31)

【公開番号】特開2006-63032(P2006-63032A)
 【公開日】平成18年3月9日(2006.3.9)
 【年通号数】公開・登録公報2006-010
 【出願番号】特願2004-248554(P2004-248554)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/02 (2006.01)
A 6 1 K 8/00 (2006.01)
A 6 1 Q 99/00 (2006.01)
A 6 1 Q 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 7/00 R
 A 6 1 K 7/00 Z
 A 6 1 K 7/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月11日(2007.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

1) 二塩基酸エステル1～40質量%と2) 表面処理されていても良い、球状の粉体0.01～20質量%と3) アルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩0.05～2質量%とを含有することを特徴とする、皮膚外用剤。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

前記二塩基酸エステルが、ジエトキシエチルアジペートであることを特徴とする、請求項1に記載の皮膚外用剤。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

一方、本発明の皮膚外用剤に関連する構成要素のうち、二塩基酸エステルと球状の粉体とを含有する皮膚外用剤としては、例えば、サンスクリーン化粧料や棒状クレンジング料などが存し(例えば、特許文献3、特許文献4、特許文献5を参照)、二塩基酸とカルボキシビニルポリマーとを含有する皮膚外用剤としては、ジェル状洗浄料やクレンジング料などが存し(例えば、特許文献6、特許文献7を参照)、更に、球状の粉体とカルボキシビニルポリマーとを含有する皮膚外用剤としては、プレシェーブ化粧料や抗シワ化粧料などが存する(例えば、特許文献8、特許文献9を参照)。しかしながら、この3つの構成要

素を全て含有する皮膚外用剤は全く知られていないし、この様な構成を取ることににより、皮脂テカリ抑制作用を有する皮膚外用剤が得られることは推測だにされなかった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この様な状況に鑑みて、本発明者らは、脂質過剰分泌のもたらず外観の美的損失を抑制する手段を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、1)二塩基酸エステルと2)表面処理されていても良い、球状の粉体と3)アルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩とを含有する皮膚外用剤が、その様な性質を有していることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は、以下に示すとおりである。

(1)1)二塩基酸エステル 1~40質量%と2)表面処理されていても良い、球状の粉体 0.01~20質量%と3)アルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩 0.05~2質量%とを含有することを特徴とする、皮膚外用剤。

(2)前記二塩基酸エステルが、ジエトキシエチルアジペートであることを特徴とする、(1)に記載の皮膚外用剤。

(3)球状の粉体が、シリカ、ナイロン、アクリル酸樹脂粉体、珪酸カルシウム、珪酸マグネシウム及び炭酸カルシウムから選択される1種乃至は2種以上であることを特徴とする、(1)又は(2)に記載の皮膚外用剤。

(4)ゲル状化粧品であることを特徴とする、(1)~(3)何れか1項に記載の皮膚外用剤。

(5)皮脂によるテカリ防止用の化粧品であることを特徴とする、(1)~(4)何れか1項に記載の皮膚外用剤。

(6)Tゾーンに投与すべき化粧品であることを特徴とする、(1)~(5)何れか1項に記載の皮膚外用剤。

(7)皮脂によるテカリ防止効果を有する旨を包装形態に表示してあることを特徴とする、(1)~(6)何れか1項に記載の皮膚外用剤。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

(3)本発明の皮膚外用剤の必須成分であるアルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩

本発明の皮膚外用剤は、必須成分として、アルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩を含有することを特徴とする。ここで、アルキル変性カルボキシビニルポリマーとしては、アクリル酸乃至はメタクリル酸に炭素数10~30のアルキルをエステルとして導入したものを構成モノマーとして含有させて重合したカルボキシビニルポリマーであり、ジビニルエーテルのような架橋用のモノマーを構成モノマーに含有させ、架橋構造を導入したものである。この様なアルキル変性カルボキシビニルポリマーには、既に市販のものが存し、かかる市販品を購入して利用することも出来る。この様な市販品としては、例えば、グッドリッチ社から販売されている、「カーボポール1382」、「ペムレンTR-1」、「ペムレンTR-2」等が好ましく例示できる。これらの内、特に好ましいものは、架橋構造を有する「カーボポール1382」である。これは、球状粉体と二塩基酸エステルの分布が、このものを用いたときに特に好ましくなり、皮脂テカリ感が著しく抑制できるためである。それらの塩としては、例えば、ナトリウム塩、カリウム塩等のアルカリ金属塩、カルシウム、マグネシウム等のアルカリ土類金属塩、アンモニウム塩、

トリエタノールアミン塩、トリエチルアミン塩等の有機アミン塩類、リジン塩、アルギニン塩等の塩基性アミノ酸塩等が好ましく例示できる。本発明の皮膚外用剤においては、かかるアルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩は唯一種を含有することも出来るし、二種以上含有することも出来る。本発明の皮膚外用剤において、かかるアルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩の好ましい含有量は、総量で、皮膚外用剤全量に対して、0.05～2質量%であり、より好ましくは0.1～1質量%である。かかる成分は、皮膚に皮膚外用剤を適量存在させる作用を有する。